

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表十
(十)

令六・四・一以後終了事業年度分

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1		円	社	社債的受益権の元本の当期末残高	17				
	超 過 分 配 額	2			債						
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			的	$(17) \times \frac{5}{100}$	18				
分	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4			受						
配	前 期 繰 越 損 失 の 額	5			益	期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19				
可	減 損 損 失 の 額	6			権						
能	$(6) \times \frac{70}{100}$	7			に	$(18) - (19)$	20				
利	差 引 計	8			係						
益	$(4) - (5) - (7)$	9			受	当期に償還した社債的受益権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21				
の	(8) (社債的受益権に係る受益証券の 発行をしている場合には、 $(8) - (26)$) (マイナスの場合は0)	10			益						
額	超 過 分 配 額 (9)	10			証	特定譲渡等により調達された 資金のうち社債的受益権の 元本の償還に充てられた金額	22				
「16」欄 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「00398」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額					券						
					の	$(12) \times 100$	13				
					場	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14				
					合	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15				
利 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額)		16			調	社債的受益権に係る受益証券 の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26				
					整						

収益の分配の額	総分配額	27	円	分	税引前当期純利益金額	34	円
	超過分配額	28		配可	期首欠損金額	35	
					減損損失の額	36	
					70 100	37	
					配当金 5) - (37) (場合0)	38	
					配当額	39	
					(28)		
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	32		の計算	超過分配事業年度後に (39)に充てられた金額	40	
	収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額)	33			分配可能収益の額 (38) + (39) - (40)	41	